

# 那賀町空家等対策計画

令和2年4月

## 目 次

---

### 第1章 那賀町空家等対策計画とは ..... 1

---

- 1-1 計画の目的 ..... 1
- 1-2 計画の位置づけ ..... 1
- 1-3 計画の期間 ..... 2
- 1-4 計画の対象地域 ..... 2
- 1-5 計画の対象となる空家等 ..... 3

---

### 第2章 那賀町の空家を取り巻く現状 ..... 4

---

- 2-1 那賀町の人口の動向 ..... 4
- 2-2 空家等に関する相談の状況 ..... 7
- 2-3 空家等対策を進めていく上での課題 ..... 7

---

### 第3章 空家等実態調査について ..... 8

---

- 3-1 実態調査の概要 ..... 8

---

### 第4章 空家等対策の基本的方針 ..... 10

---

- 4-1 空家等対策の基本的方針 ..... 10
- 4-2 所有者等の責務 ..... 10
- 4-3 那賀町の役割 ..... 11

---

### 第5章 空家等対策の取組み ..... 12

---

- 5-1 空家化の予防対策 ..... 12
- 5-2 空家等の維持管理を促進する対策 ..... 12
- 5-3 利活用を促進する対策 ..... 13
- 5-4 管理不全な空家等を解消する対策 ..... 20
- 5-5 特定空家等に対する措置について ..... 20
- 5-6 所有者等不明物件への対応 ..... 25
- 5-7 空家法以外の法律等に基づく対応 ..... 25
- 5-8 跡地利用を促進する対策 ..... 25

---

## 第6章 空家等対策の実施体制に関する事項..... 26

---

- 6-1 空家等の相談体制の整備..... 26
- 6-2 庁内の関係部署による連携..... 26
- 6-3 空家等に関する支援制度について..... 26
- 6-4 町民、関係機関との連携..... 27
- 6-5 那賀町空家等対策協議会..... 27

---

## 第7章 空家等対策の年度別計画について..... 28

---

- 7-1 空家等対策の年度別計画について..... 28
- 7-2 計画の評価と見直し..... 29

---

## 参考資料..... 30

---

- 【参考資料1】 庁内関係課..... 30
- 【参考資料2】 空家等に関する支援制度..... 31
- 【参考資料3】 那賀町空家等対策協議会委員名簿..... 32
- 【参考資料4】 用語集..... 33

## 第1章 那賀町空家等対策計画とは

### 1-1 計画の目的

近年、人口減少や住宅・建物の老朽化、居住形態の多様化などを背景として、全国的に空家等が年々増加し、平成30年住宅・土地統計調査では全国で約848万戸、空き家率は13.6%と過去最高になっています。空家等のなかには、適切な管理が行われず放置されているものもあり、こうした管理不全な空家等が、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を引き起こし、大きな社会問題となっています。

そのため、管理不全な空家等が地域住民の生活に深刻な影響を与えることを防ぎ、併せて空家等の利活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）」が2015（平成27）年5月26日に全面施行されました。さらに、総務省及び国土交通省によって、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』が定められました。

2015年度（平成27年度）に実施した「那賀町空家等実態調査（以下「実態調査」という。）」においても、町内に646件の空家等が確認されており、人口減少に伴って、今後さらに増加すると見込まれております。

このようなことから、空家法の主旨や本町が抱える問題を踏まえ、空家等対策について、町民に広く周知するとともに、総合的・計画的に進めていくため、「那賀町空家等対策計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

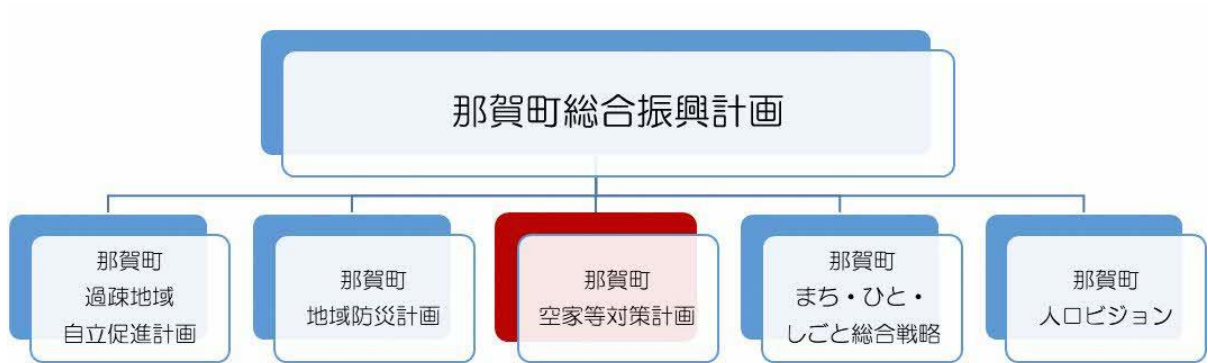
本計画は、本町における空家等対策の基本となるものとして、施策を進めるべき方向性を明らかにするものであり、安全・安心はもとより、活力があり快適に暮らせるまちづくりの実現に向けた取り組みを示すものです。

※この計画では、法律の表記にならない「空き家」は、固有名詞を除き、「空家」で表記しています。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画は、空家法第6条第1項に基づく「空家等対策計画」であり、国の基本指針に即した計画です。

また、本町の最上位計画であり、まちづくりの全般的な方針を示した「那賀町総合振興計画」の下位計画とし、「那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「那賀町地域防災計画」、「那賀町過疎地域自立促進計画」などの関連する分野別計画との整合を図りながら、本町が取り組むべき空家等に関する対策の基本的な指針となるものとして位置づけます。



【図1 他計画との関係】

### 1-3 計画の期間

本計画の期間は、本町の目指すべき将来像や基本方針を示した次期「那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携させ、令和2年度～令和6年度までの5年間とします。

なお、計画内容については、国や県の空家等政策の動向や社会・経済情勢の変化、本町の上位・関連計画等の進捗を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
那賀町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	計画期間：平成28年度～令和2年度					
次期 那賀町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略		計画期間：令和2年度から令和6年度				
那賀町空家等対策計画		計画期間：令和2年度から令和6年度				

【図2 計画の期間】

### 1-4 計画の対象地域

地域によって空家等の分布状況に違いはありますが、本町全域に点在していることから、本計画の対象地域は本町全域とします。

## 1-5 計画の対象となる空家等

本計画の対象は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」（空家法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）、その跡地（空き地）及び利用されなくなった町有施設とします。

また、利活用や適切な維持管理に関する普及啓発など、空家の発生を抑制する取組については、空家法で規定する「空家等」に該当しない住宅も対象とします。

## ○「空家等」の定義（空家法第2条第1項）

この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

## ○法律の解説

- ・住宅や店舗、倉庫などの全ての用途の建築物が対象となる。
- ・共同住宅や長屋は、建築物内の全ての住戸・店舗等が空室となっているものとされており、一部住戸のみが空室のものは該当しない。
- ・日常生活が営まれていない、営業が行われていないなど、概ね年間を通じて使用されていない状態であるものをいう。
- ・これに附属する工作物とは、ネオン看板など門又は塀以外の建築物に附属する工作物が該当する。



【図3 計画の対象となる空家等】

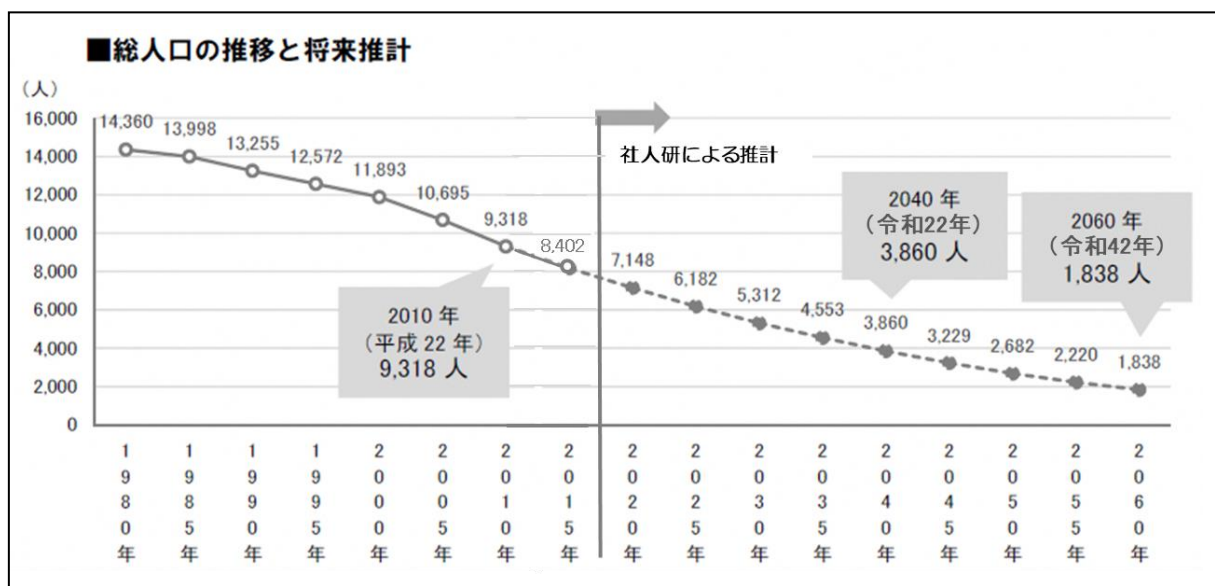
## 第2章 那賀町の空家を取り巻く現状

### 2-1 那賀町の人口の動向

#### (1) 総人口の推移と将来推計

本町の人口動向を総務省の国勢調査結果でみると、1980（昭和55）年の14,360人から一貫して減少傾向にあり、2010（平成22）年には9,318人と30年間で5,042人の減少となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、減少傾向は歯止めがきかず、50年後の2,060（令和42）年には1,838人まで減少し、2010（平成22）年に比べて2割以下の人口になることが示されています。

人口の減少は、地域を支える担い手の不足や地域活力の低下に繋がるだけでなく、労働人口の減少による地域産業の衰退や、地域の伝統や文化の喪失といった様々な問題を抱えています。



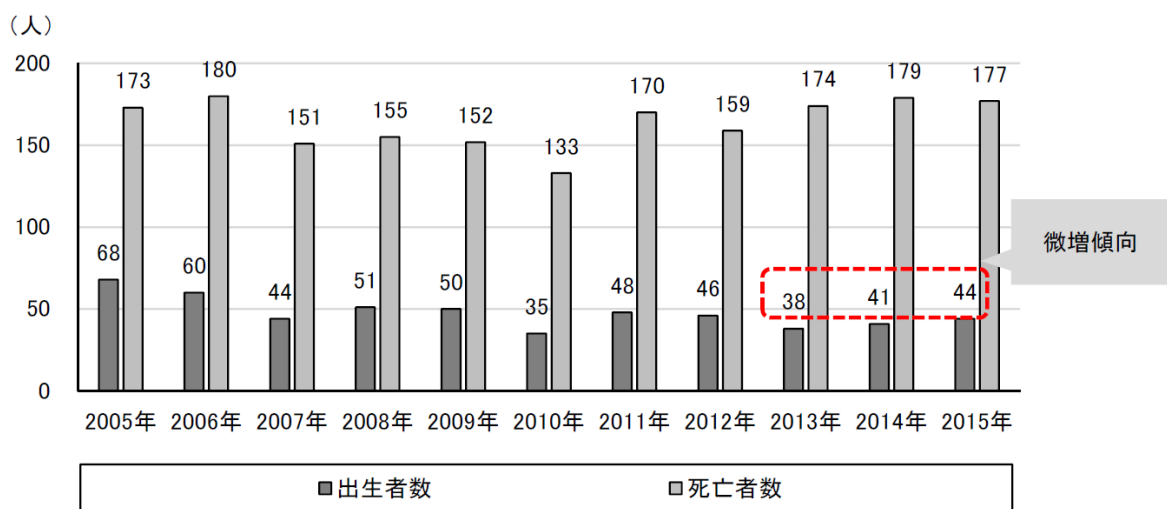
※2015年までは国勢調査、2020年からは那賀町人口ビジョン(H27.10)を基に作成

【グラフ1 総人口の推移と将来推計】





■出生者・死亡者数の推移

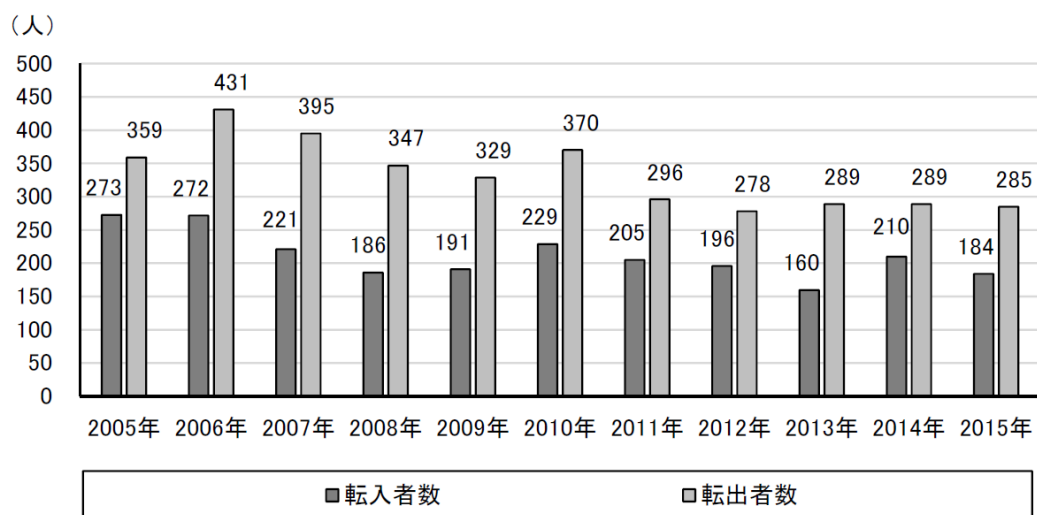


資料:住民基本台帳(2005~2014年は3月31日付、2015年は1月1日付)

出展:那賀町人口ビジョン(平成27年10月)

【グラフ3 出生・死亡数の推移】

■転入者・転出者数の推移



資料:住民基本台帳人口移動報告

出展:那賀町人口ビジョン(平成27年10月)

【グラフ4 転入・転出数の推移】

## 2-2 空家等に関する相談の状況

空家等に関する相談は年々増加し、相談の主な内容としては、「空家を家財道具・田畑・山ごと手放したいが、どうしたらよいか」、「手放したいが、所有者が曾祖父のまま相続ができておらずどうすればよいか」といった空き家活用・処分に関する相談が多く寄せられています。

また、管理不全の空家については、近隣にお住まいの方から「危険であるので、所有者に町から連絡をとってもらえないか」といった対応に関する相談が寄せられています。

## 2-3 空家等対策を進めていく上での課題

空家等の対策にあたっては、まず、空家や管理不全な空家等の発生する背景を把握することが必要となります。空家が発生する原因や課題を整理すると、以下のようなことがあげられます。

### (1) 空家等所有者・相続上の課題

- 高齢等の理由により補助制度等の情報収集が困難であることから、利活用や除去に至っていない。
- 改修や除去に必要な費用を負担する経済的な余裕がない。
- 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）、相続人が遠方におり、定期的な管理が難しい。
- 相続人が居住しない、利用意向がない。
- 相続人が多数で権利関係が複雑であるなど、管理が不明確な状態にある。
- 相続によって所有したことや居住地が遠方のため、空家を放置することの問題意識が高まらない。
- 地域で空家に取り組む体制や機会がなく、相談先がわからない。

### (2) 市場や制度上の課題

- 中古住宅市場が活発でないことに加え、需要者側からの既存の空家に関する情報提供が不十分で、流通に必要な市場の機能がほとんど働いていない。
- 価格や賃料、建築規模・間取り・立地等について、需要と供給の差（ミスマッチ）がある。
- 耐震補強工事に対する費用負担が困難、又は費用負担のメリットが見出せない。

### (3) 税制上の課題

- 空家（住宅）を解体すると、住宅用地特例の適用が受けられなくなり、固定資産税が増額になる。

区分	土地の利用状況と面積区分	課税標準
小規模住宅用地	住宅の敷地で200㎡以下の部分	課税標準となるべき価格 × 1/6
一般住宅用地	住宅の敷地で200㎡を超える部分	課税標準となるべき価格 × 1/3

【表1 固定資産税の住宅用地特例による課税標準の特例率】

## 第3章 空家等実態調査について

### 3-1 実態調査の概要

本計画の策定及び空家等に関する諸施策の展開の基礎資料とすることを目的として、町内全域の空家等に対して空家等の戸数や分布状況を把握する実態調査を実施しました。

#### (1) 対象地区

那賀町全域

#### (2) 調査年度

2015年度（平成27年度）

#### (3) 調査内容

外観目視による現地調査、所有者及び近隣住民への聞き取り調査、固定資産税の課税情報や上水道の使用状況等により、空家であるか否かを総合的に判断しました。

#### (4) 外観目視による判断基準

外観目視による空家であるかどうかの特定は、以下の要件を踏まえ総合的に判断しました。

A：郵便受けにチラシや郵便物等が大量に溜まっている。

B：窓ガラスが割れたまになっている。

C：カーテンや家具がない。

D：門から玄関まで雑草の繁茂や放置物があるなど、出入りしている様子がない。

E：売却や賃貸物件の表示がある。

F：表札がない。

G：敷地内にごみ等の不法投棄が見られる。

H：電気メータが動いていない。

#### (5) 調査結果

##### 1) 那賀町全体の空家等件数

実態調査の結果、空家等の件数は646件でした。

##### 2) 地区毎の空家件数

地区別みると、空家件数が多い順に、上那賀地区193件、木頭地区143件、木沢地区124件、鷺敷地区109件、相生地区77件となっています。

<鷺敷地区>

字名	空家数(件)
中山	6
和食郷八幡原	4
和食郷北地	21
和食郷田野	2
和食郷南川	13
和食	12
土佐	9
小仁宇	6
仁宇	17
阿井	14
百合/百合谷	5
鷺敷地区 計	109

<相生地区>

字名	空家数(件)
西納	13
平野	19
延野	27
日野谷	18
相生地区 計	77

<上那賀地区>

字名	空家数(件)
臼ヶ谷	3
音谷	5
桜谷	9
小浜	11
小計	1
水崎	7
古屋	4
深森	7
川俣	8
谷山	3
東尾	5
菖浦	3
桧曽根	5
長安	5
大戸	6
日真	1
拝宮	16
林谷	8
白石	1

市宇	9
松久保	3
下司	3
平谷	14
大殿	8
柳瀬	3
成瀬	5
府殿	3
御所谷	11
宮ヶ谷	1
上ノ内	4
丈ヶ谷	4
海川	14
上海川	3
上那賀地区 計	193

<木沢地区>

字名	空家数(件)
木頭	8
坂州	20
当山	5
木頭名	7
出羽	5
阿津江	7
小泉・高野・寺内	8
掛盤	22
沢谷	15
小畠	13
横谷	4
川成	3
岩倉	7
木沢地区 計	124

<木頭地区>

字名	空家数(件)
木頭助	15
木頭出原	42
木頭和無田	18
木頭南宇	8
木頭西宇	7
木頭折宇	31
木頭北川	22
木頭地区 計	143

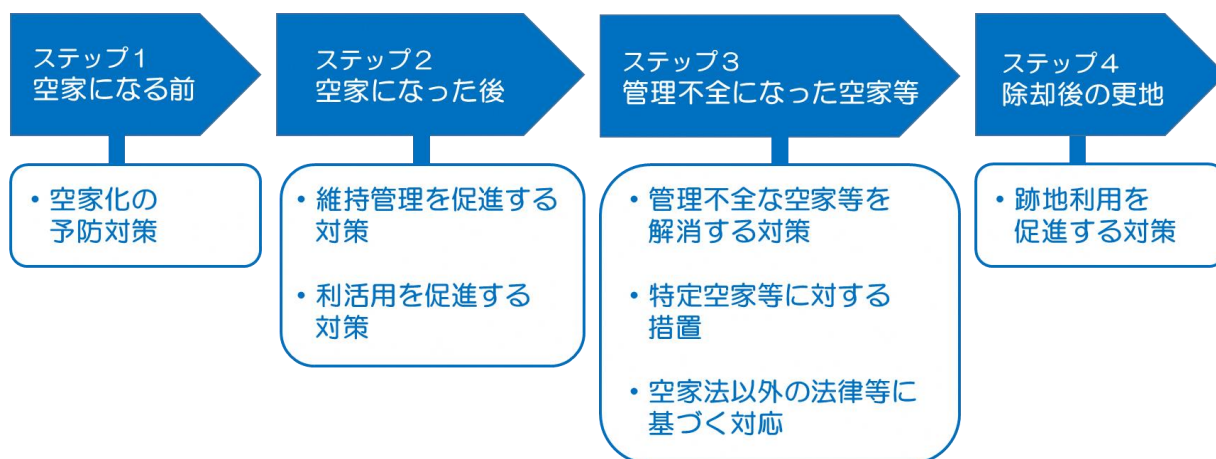
【表2 地区別 空家件数】

## 第4章 空家等対策の基本方針

### 4-1 空家等対策の基本方針

空家等の問題には、老朽化した空家が倒壊することによって災害時の避難に支障を来すなど防災面の課題、活用可能な状態にもかかわらず利活用されていない空家が増加することによる地域活力の低下など、様々な課題があり、それらの課題を解消していくためには、空家等の状況や地域特性に応じた対策を立てていく必要があります。

このことから、空家等対策の基本方針は、空家の状態により「空家になる前（居住中）」、「空家になった後」、「管理不全になった空家等」「除却後の更地」の4つのステップに分け、それぞれのステップに応じて、総合的な対策を行います。



【図4 空家等対策の基本方針】

### 4-2 所有者等の責務

空家法第3条において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されているように、空家等は個人の財産であることから、空家等の管理責任は第一義的には所有者等にあることが前提となります。

また、空家等を原因として被害にあった場合などの民事上の事件についても、民法で規定する所有権に基づき、当事者同士で解決を図ることが原則となります。

## 第4章 空家等対策の基本方針

法令	責務等の内容	
空家法 第3条	空家等の所有者又は管理者（所有者等）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。	
建築基準法 第8条	建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。	
民法	第233条	隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
	第709条	故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
	第717条第1項	土地の工作物の設置又は保全に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対しその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
	第717条第2項	前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
	第940条	相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。
失火責任法	民法第709条の規定は失火の場合には之を適用せず。但し失火者に重大なる過失ありたるときは此の限りに在らず。	

【表3 所有者等の責務に関する法令】

### 4-3 那賀町の役割

実態調査の結果を元に、管理不全な空家等か利活用可能な空家等かどうか等の空き家の状態を整理し、それぞれの状態に応じて対策に取り組みます。

空家等の維持管理は、所有者等による管理責任が前提ではありますが、所有者等が不明の場合や緊急を要する場合など、個人や地域のみで解決することが困難な場合があることから、そのような場合には町が対応を図る必要があります。

周辺に悪影響を及ぼす管理不全な空家等については、町民の生命、身体又は財産へ危険が及ぶことを防止するため、所有者等に適切な管理や除却を積極的に働きかけます。さらに、危険排除の実施が必要と判断した場合は、空家法及び関係法令等に基づき、原因となっている空家等に必要な措置を講じることにより、町民の安全・安心な暮らしを確保します。

また、利活用が可能な空家等は地域の資源と捉え、空家等の所有者等に対する情報提供・啓発により市場流通化を進めるとともに、地域の交流拠点などへの活用や、移住・定住の促進、サテライトオフィスの誘致などを行うことにより、地域の活性化やまちの魅力向上につなげます。

## 第5章 空家等対策の取組み

### 5-1 空家化の予防対策【ステップ1】

人口の減少等に伴い、本町でも空家等の増加が予想されるなか、空家問題を抜本的に解決するためには、すでに存在している空家等を対象とした対策だけでは十分ではありません。このことから、新たな空家等を発生させない取組みを行い、空家化の予防を図ります。

#### (1) 町民意識の向上

空家等になるきっかけとして「高齢者の転居」や「親から子世代への相続」が多く挙げられます。

このため、建物の所有者等に対して、これらの理由により将来、空家等にならないように、空家等がもたらす問題点を理解し、空家等に対する問題意識を高めて頂けるよう啓発を実施し、空家等の発生抑制につなげていきます。

特に、所有者等の死後、適切な相続が行われなかったことにより、住む(使う)人がいない場合や、所有者意識の欠如等によって利活用が進まないケースも見られるため、適切な相続を行い、住宅が次世代へ引き継がれるよう啓発していきます。

また、空家等に関する様々な相談がしやすい環境を整備し、助言等を行うことで空家化の予防につなげていきます。

#### (2) 利活用可能な空家のマッチング支援

空家等の所有者の意向により、売却や賃貸などの提供希望がある場合には、居住希望者だけでなく、地域のための公共公益的な活用を希望する地域や事業者・団体等とのマッチングを支援します。

### 5-2 空家等の維持管理を促進する対策【ステップ2】

空家等となった建物が周辺の住環境に悪影響を与えないよう、所有者等による適切な維持管理を促します。

#### (1) 空家等に関する情報の収集、管理と活用

実態調査において把握した空家等の情報については、データベースにより一元管理しておくことで、具体的な対策を効率良く実施することが可能となります。空家等の所在地、所有者、建物の状態、管理状況、周辺への悪影響の有無、所有者等との連絡記録などの情報を登録することにより、町内の空家等の状況を把握できるようにします。

管理する情報は、周辺住民からの通報があった場合の確認や空家等の対策を実施する際に活用しま



す。なお、このなかには個人情報も含まれるため、役場内で活用することを基本とします。周辺住民からの相談・情報提供があった場合や対策を検討する際には、関連する部署で情報を共有し、効率的な対策を図ります。

また、データベースは、新たに町民等から寄せられた情報等を基に随時データを更新し、空家情報の適切な管理に努めます。

## (2) 所有者等による適切な維持管理の促進

空家等となった建物は、所有者等の空家問題に対する意識の希薄化、管理方法の情報不足、身体的・距離的・金銭的な障壁によって、適切な維持管理がされていない状況が問題となっています。

所有者等の適切な維持管理の促進を図るため、所有者・管理者の責務、空家法の概要、空家等に関する各支援制度及び庁内の担当課窓口を掲載したパンフレットを作成し、役場や関係機関の窓口で配布するとともに、ホームページへ掲載することで、適正管理に向けた情報提供、意識啓発を行います。

また、高齢や遠方に住んでいる等の理由により、所有者等自身による維持管理が困難な場合には、維持管理を代行するサービスを提供する事業者の情報を適切に提供します。

---

## 5-3 利活用を促進する対策【ステップ3】

---

### (1) 空家等活用の基本方針

空家等の実態調査の結果、那賀町には646件の空き家が確認されています。この中で、利用可能な空家は、リフォームすることで住宅の性能を取り戻し、再生することが可能となります。また、耐震性能が低い場合には、耐震化を図ることで利活用しやすい建物へと再生できます。

このことから、利用可能な空家等を貴重な地域資源と位置づけ、地域活性化やにぎわいづくりなど地域課題の解決のために有効に活用することを、空家活用の基本方針とします。

### (2) 那賀町のこれまでの取組

那賀町の利活用可能な空家への対策は、移住交流の受け皿という形で進められています。2007(平成19)年に「那賀町移住交流支援センター」を設置、「イイ那賀暮らし」をキャッチフレーズに、「剣山のふもと手つかずの自然が残る最上流部から住宅団地や工業団地のある下流部まで広大な那賀町はそれぞれの地域、それぞれの環境で違った魅力があります。アナタが思い描くイイナカ暮らしにあった地域を探してみませんか?」と語りかけ、那賀町の移住交流事業に関連した様々な取組を行っています。

「イイ那賀暮らし」のホームページでは那賀町の産業や子育て環境、移住者の声などを紹介するほか、空き家バンク登録された空き家情報を提供しています。これまで、空き家バンクには44件の空家が登録され、そのうちの22件が利活用につながっています。R2.3.10現在も、成約中を含め23件の空き家情報が提供されています。また、移住希望者のためのお試し居住施設として、「平野シェアハウス」やが整備されています。さらに、休校中の小学校や保育所を活用したサテライトオ



フィスやカフェ等を開設、雇用の場、地域活動の場が生まれています。

旧木頭村には、「山村留学センター結遊館」があり、小学1年生から6年生までを対象に、結遊館で生活し、木頭小学校に通学する長期滞在型教育プログラム「山村留学プログラム」を展開しています。

### (3) 那賀町の地域課題

那賀町が2015（平成27）年に策定し、2017（平成29）年に改訂した「那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「まち」「ひと」「しごと」創成による好循環の確立を基本方針に掲げ、人口減少と地域経済の縮小を克服し、定住人口の増加を地域経済の拡大につなげ、地域活力の好循環を生み出すことを目的としています。

そして、那賀町の強みとして

- 自然資源が豊富であり、農林産業が発展してきた。
- 近年、出生数に大きな減少がなく、横ばいを維持している。
- 地域コミュニティへの意識が強い。

の3点を揚げ、以下の3点を弱みと認め、

- 若年層の町外転出が加速している。
- 町域が広範囲なため地域格差が大きい。
- 自然減・社会減による人口減少が続いている。

地域の強みや資源を最大限に活用することとし、また、弱みに関しても克服し、強みに変えるチャンスととらえる行動に繋げるようとしています。

総合戦略では、以下の4点を具体的な施策の基本目標に掲げ、まちづくりを進めています。

1. 安定して働き続けることができる那賀町における「しごと」の創生
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 那賀町が若い世代の定住・結婚・出産・子育てに希望が持てる地域となる
4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

■ 「まち」「ひと」「しごと」創生による好循環の確立



「那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」より

(4)空家活用による地域課題の解決策

(3) の那賀町の地域課題に示した、施策の基本目標ごとに掲げられている具体的な施策の方向性を進めるため、以下の空家等の活用方策を検討していきます。

①安定して働き続けることができる那賀町における「しごと」の創生

具体的な政策	空き家の活用方策	対象となる空家等
特産品である「相生の花」「木頭ゆず」の生産体制強化による新たな雇用創出	農家の事業継承	農家住宅
町の農産物を活用した新たな特産品や新商品の開発による6次産業化の推進	特産品等の開発 特産品の販売・提供	空き公共施設 空き店舗
自然豊かで多くの農産物を生産している那賀町独自の体験型農業と町独自の新規就農者の育成確保	農家の事業継承 新規就農者への住宅提供	農家住宅 空き家
林業の6次産業化による木材の消費拡大の推進	特産品等の開発 特産品の販売・提供	空き公共施設 空き店舗
新たな林業就業者の確保	林業家の事業継承 新規林業就業者への住宅提供	林業家住宅 空き家
木に親しみ、木の文化を伝える「木育」を普及	林業家の生活体験 木育ワークショップの開催	空き公共施設 空家等全般
新規創業希望者への創業支援の強化	店舗や工房などの確保 住宅提供	空家等全般
既存誘致企業や地場産業の工場増設を推進するとともに、サテライトオフィス等の新たな企業誘致を推進	工場・事務所等への用途変更 サテライトオフィス	空き公共施設 空家等全般
観光ガイドや体験インストラクターを養成し、体験型観光を支援	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般
自然豊かな那賀町の強みを生かした体験型観光の振興や観光客のインバウンドを推進し、交流人口の増加	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般
介護が必要になった高齢者が安心して生活できるよう、高齢者福祉施設及び高齢者福祉体制の拡充	デイケア施設 高齢者と子どもの交流施設	地区の中心部の空き家、空き店舗

②地方への新しいひとの流れをつくる

具体的な政策	空き家の活用方策	対象となる空家等
移住、特に1ターン希望者への分かりやすく充実した一貫性のある情報発信	移住者向けモデルハウス	空家等全般
移住者の住まいとしての空き家活用を促進するため、空き家の実態把握と利活用の斡旋	空き家バンクの充実	空家等全般
農林業で生計を立てる若年世帯向けや、豊かな田舎暮らし志向の中高年世帯向け等、対象を明確にした「モデル空き家」の整備	ライフスタイル等を提案する生活提案型モデルハウスの整備	空家等全般
都市部のアクセスが比較的容易な那賀川下流エリアに複数世帯員向け住宅を建設し、新たな地域コミュニティ形成	住宅の提供	下流エリアの空き家
県南部の魅力であるアウトドアスポーツと食との融合による体験型観光の促進による交流人口の拡大	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般
若年層を中心とした都市住民等に対し、生活文化に触れ町での暮らしを体験できる「お試しハウス」を整備することで、交流人口の拡大と移住者の増加	ライフスタイル等を提案する生活提案型モデルハウスの整備	空家等全般
ふるさと納税の返礼品として、モノではなく、町に移住体験・滞在できる「第二のふるさとづくりパック」を創設	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般
町出身者にふるさと回帰を呼びかけ、メッセージを発信してきた住民団体「もんでこい丹生谷運営委員会」の取組を支援することで、一層のふるさと想起を図る	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般
「山村留学制度」への展開や、町外から修学旅行を誘致するなど、新たな交流の機会を創出	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般 (空き公共施設を含む)
町内の各種団体や地域おこし協力隊が実施するインターンシップを継続的に支援・実施し、大学生の人材還流を活発化	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般

具体的な政策	空き家の活用方策	対象となる空家等
都会の高齢者向けのCCRCについて検討	住宅の提供 体験施設の提供 高齢者福祉施設の整備	空家等全般

③那賀町が若い世代の定住・結婚・出産・子育てに希望が持てる地域となる

具体的な政策	空き家の活用方策	対象となる空家等
婚姻希望者に対しての側面的な支援や出会いの場を提供する講座・イベントの実施、地域での交流の場の設定等、多様な「出会い」に関する取組のサポート	空家を活用した生活体験型の婚活イベントの開催	空家を活用したモデルハウス
保護者が働きながらも安心して子どもを預けられる環境づくりを推進	高齢者と子どもの交流施設	地区の中心部の空き家、空き店舗
親子の触れ合いや育児相談機能を持つ子育て拠点施設を整備し居場所整備等を実施することで、地域全体で子育てを応援	小規模の子育て支援施設 高齢者と子どもの交流施設 小規模学童施設学童保育施設	地区の中心部の空き家、空き店舗
若い人のニーズに即した公営住宅（集合住宅・戸建て住宅）を建設すると共に、民間集合住宅建設の誘致及び助成を行い、安価な民間住宅の建設を図り、潜在的な需要に対応	空家を町が借り上げ、若者向けの賃貸住宅に改修	空き家
那賀町の暮らしを体験する移住体験等を通し、移住先として選択してもらうため、「来る」「暮らす」「働く」の一体的な取組を行う	宿泊施設の提供 体験施設の提供	空家等全般

④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

具体的な政策	空き家の活用方策	対象となる空家等
中山間地域における拠点集落等の集約化等による、生活サービス機能の効果的、効率的な提供体制の構築	複合型生活サービス施設	地区の中心部の空家等全般
公共施設の在り方の検討や、必要な施設の整備と既存施設の統廃合を計画的に進める	6次産業用施設や宿泊施設等への転用	空き公共施設
伝統芸能の舞台である農村舞台を文化財として復元・保存、継承に努めるなど、誇りと愛着をはぐくむふるさとづくりの推進	農村舞台を活用したイベント開催時の宿泊・休憩・飲食等の受け入れ施設	空家等全般

これらの活用方策を進めるためには、空家等に児童・高齢者福祉、新しい地域産業の確立のための拠点など、新しい機能を導入する必要があります。そのためには、様々な行政支援ができるよう、関連する役場内の部署との連携を高めていきます。

また、空家等の所有者と、空家等の利用希望者、空家等が立地する地域の連携を強化することも必要となるため、関係部署と那賀町移住交流推進センターが一体となり、空家等の所有者や地域社会への働きを強めるとともに、空家等利用希望者への情報発信機能の強化に努めます。

空家等の利活用促進には、空家等の情報発信が重要となるため、空き家バンクの更なる充実を図ることとします。空き家バンクに登録する空家等の情報収集には、地域住民や自治会との連携を強化していきます。また、登録された空家等の情報発信に、那賀町ケーブルテレビを活用するとともに、テレビで放送された内容を、SNS等を通じて全国に発信することを検討します。

なお、空家等には耐震基準を満たしていないものも多く存在することが予測され、空家等の利活用には耐震化をはじめ、洪水対策などの災害対策を合わせて行うよう、所有者や空家等利用者に働きかけることとします。

(4) 移住支援体制の強化



本町では、移住希望者や移住者が安心して相談でき、地域に住み着き、地域とつながりを持って暮らせるよう、那賀町移住交流支援センター内に「移住・定住支援員（移住コーディネーター）」を設置しています。

また、移住者の住まいとしての空き家活用を促進するため、那賀町移住交流支援センターの担当職員を支所にも配置し「移住・定住支援員」と連携のうえ、空き家の実態把握と利活用の斡旋を行っています。

さらに、所有者及び借受人に対し、空家改修費を補助することで、いっそうの利活用推進に努めており、住まいとしての空き家が効果的かつ円滑に活用されるよう、農林業で生計を立てる若年世帯向けや、豊かな田舎暮らしを志向する中高年世帯向け等、対象を明確にした「モデル空き家」の整備を図り、実際の移住者が広告塔を担うなど、移住後のイメージアップとなるよう戦略的な情報発信と斡旋に努めています。

引き続き、移住支援体制の強化を図り、本町に魅力を感じて移住してもらえるよう情報発信に努めます。



【移住セミナー等の様子】

## 5-4 管理不全な空家等を解消する対策【ステップ3】

### (1) 管理不全な空家所有者等への対応

屋根瓦や外壁の落下の危険性、樹木の越境、害虫や悪臭の発生等、周辺の生活環境に悪影響を与えている管理不全な空家等に対しては、所有者等に対する任意の助言・指導を行い、適切な管理が行われるよう働きかけていきます。

また、管理不全な空家等については、周辺へ悪影響が拡大する前に情報が入手できるよう、相談窓口を設置し、町民が相談しやすい環境を整備します。

さらに、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすようになった場合には、生活環境の保全を図るため、法第14条による特定空家等に対する措置に取り組みます。

### (2) 除却を促進する対策

利活用が困難な空家等に対しては、空家等の除却を促すことで、避難ルートの確保を進めるとともに空家問題の解消を図ります。また、空家等の除却後、跡地がそのまま放置されないよう、跡地の利用を併せて促します。

## 5-5 特定空家等に対する措置について【ステップ3】

特定空家等については、周辺の生活環境に悪影響を及ぼし、早急な対応が求められるため、空家法を効果的に活用し、特定空家等の所有者等の特定を迅速化するとともに、所有者等により主体的に問題解決されることを前提としながら、次の手順により所有者等に段階的な指導を行います。

### (1) 現地調査・所有者調査について

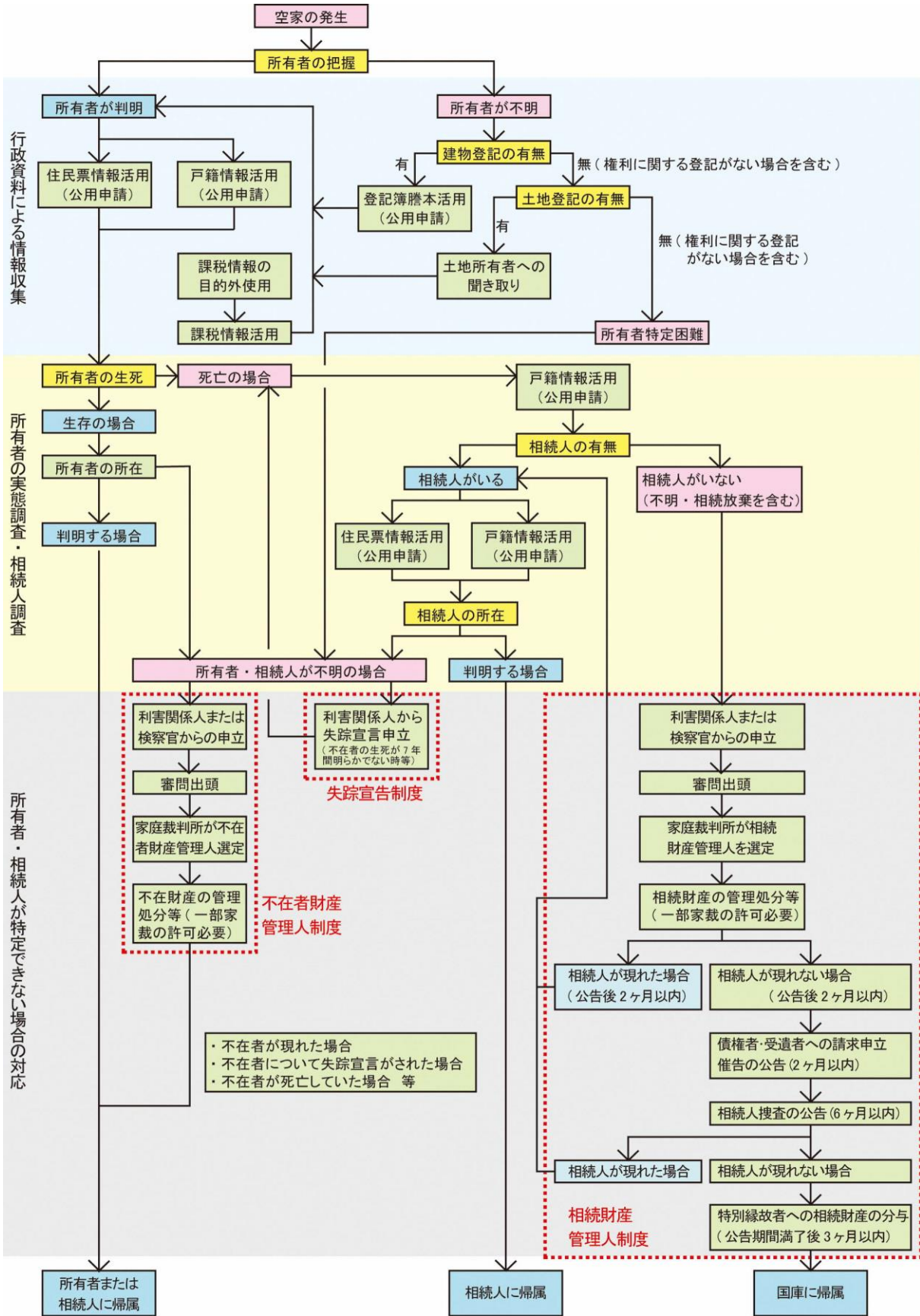
危険な空家等に関して、住民からの相談・通報があった場合は、職員が現地の確認（敷地外からの外観調査）を行います。

また、隣接する建築物により調査対象となる空家等が確認できないなど、敷地外からの調査だけでは十分な判断ができない場合には、空家法第9条第2項に基づき、敷地内さらには建築物内部への立入調査を行います。

なお、立入調査を行う場合は、当該空家等の所有者等にその旨を通知した上で実施します。（所有者等が不明の場合など、通知することが困難な場合を除く）

空家等の所有者等の調査については、不動産登記簿、住民票及び戸籍謄本、固定資産税の課税情報等を利用して調査を行い、所有者等の特定に努めます。

また、必要に応じて、近隣の方の聞き取り調査を実施するなど、所有者等の特定に関する情報の把握に努めます。



【図5 空家所有者等の特定フロー】



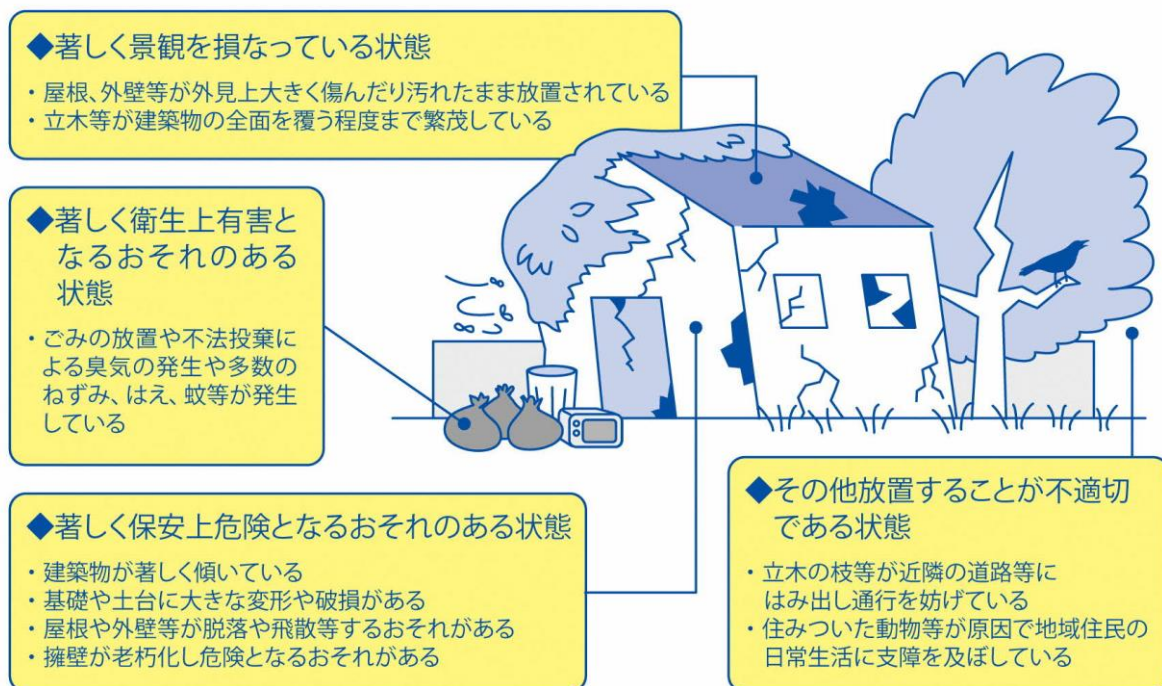
## (2) 特定空家等の判断について

「特定空家等」とは、空家法第2条第2項に示されているように、「空家等」のうち以下の状態にあると認められるものと定義されています。

「特定空家等」に該当する状態

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

「特定空家等」に該当するかの判断や、「特定空家等」の除却・修繕、立竹木の伐採、その他周辺生活の保全を図るために講じる措置については、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』や、徳島県住宅供給公社が作成した「特定空家等対策マニュアル」などを参考にしながら検討することとします。また、全町的な判断の妥当性や統一性を確保するため、必要に応じて那賀町空家等対策協議会に諮り、意見を聞きながら対応するものとします。



【図6 特定空家等の状態例】

### (3) 空家等についての情報提供・助言等（空家法第12条）

所有者等の中には、町内在住者でないことや、自己が所有者等である認識がないことから、空家等の現状、周辺に与える影響や自己の責務などを把握していないことが考えられます。このことから、空家法第12条により、次に掲げる事項について情報提供や助言等を行い、自主的な改善を促します。

#### 1) 所有者等の責務

「第4章4-2 所有者等の責務」について説明します。

#### 2) 空家等の状況

空家等の位置図、劣化状況や周辺に及ぼす影響が分かる外観写真など、外観調査結果の内容を通知します。

#### 3) 支援制度等

「第6章6-3 空家等に関する支援制度」に掲げる本町の支援制度や、特定空家等となった場合の行政の措置（勧告した場合の固定資産税の住宅用地特例の適用除外など）を説明します。

### (4) 特定空家等についての助言・指導（空家法第14条第1項）

空家法第12条の情報提供や助言等を行ったにもかかわらず、状態が改善されないと認められるもののうち、特定空家等と認められるものについては、周辺への影響や危険度の切迫性などを総合的に判断して、空家法第14条第1項により、必要な措置をとるよう助言・指導します。

この際、特定空家等の所有者等に告知する内容については、指導等の内容及びその事由、指導等の責任者、改善を実施した場合には前記責任者に報告することのほか、指導に応じない場合には勧告をする可能性があること、勧告をした場合は住宅用地特例が適用除外されることもあらかじめ示し、それによって所有者等の自主改善を促します。

### (5) 特定空家等についての勧告（空家法第14条第2項）

空家法第14条第1項に基づく助言、指導を行ったにもかかわらず、なお特定空家等の常態が改善されないときは、必要に応じて那賀町空家等対策協議会に諮り、必要と認められる場合は、空家法第14条第2項に基づき勧告を行います。

### (6) 固定資産税の住宅用地特例の解除

空家法第14条第2項に基づく勧告をされている建築物の敷地については、固定資産税に係る住宅用地特例は適用されなくなります。具体的には、固定資産税の賦課期日である1月1日の時点で勧告を受けている特定空家等の敷地に供されている土地について、次年度の固定資産税に係る住宅用地特例の適用が除外されることとなります。ただし、屋根葺材や外壁の剥落箇所の修繕など、特定空家等となる要因の改善措置がなされた場合は、固定資産税等の住宅用地特例の適用の対象となります。

区分	土地の利用状況と面積区分	課税標準
小規模住宅用地	住宅の敷地で200㎡以下の部分	課税標準となるべき価格 × 1/6
一般住宅用地	住宅の敷地で200㎡を超える部分	課税標準となるべき価格 × 1/3

【表1 固定資産税の住宅用地特例による課税標準の特例率（再掲）】

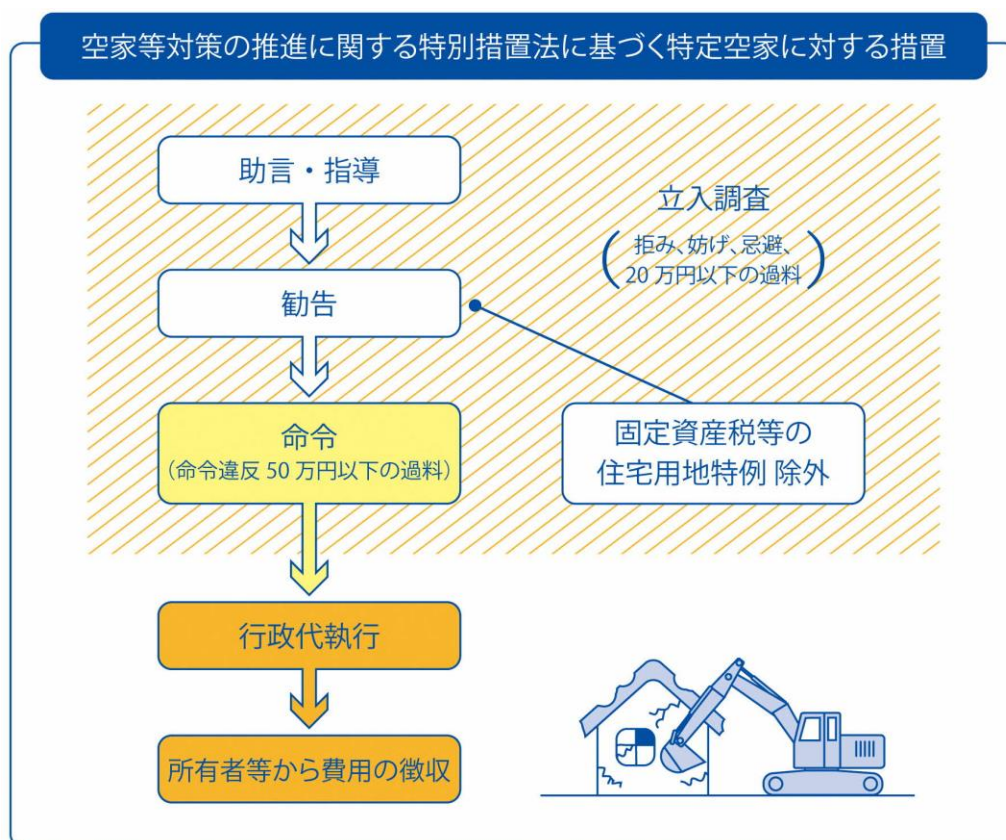
**（7）特定空家等についての命令（空家法第14条第3項）**

空家法第14条第2項に基づく勧告を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらないものについて、周辺生活環境への影響や空家所有者等の指導等に対する反応などを総合的に判断し、特に必要があると認める場合には、空家法第14条第3項に基づく命令を行います。

**（8）特定空家等への行政代執行（空家法第14条第9項）**

空家法第14条第3項に基づく命令を履行しないとき、履行しても十分でないときは、空家法第14条第9項に基づき行政代執行を行います。

ただし、行政代執行は、最終的な手段であり、本来は、所有者等の責務において適切に対応されるものであることから、特に周辺への影響が大きく、第三者に危害を及ぼすおそれがあるなど、緊急性が高い場合で、所有者等が命令に応じない場合等に限定して行うものとします。なお、代執行に要した費用については、所有者等から徴収します。



【図7 特定空家等に対する措置の流れ】



### 5-6 所有者等不明物件への対応【ステップ3】

空家等の所有者等を特定するために、不動産登記簿、住民票、戸籍謄本、固定資産税の課税情報等を利用して調査を行っても、所有者等が判明せず、対応に苦慮する場合があります。

このように、様々な手段を講じても所有者等を確知できず、特に必要があると認めるときは、空家法第14条第10項の規定による「過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない」場合と判断し、略式代執行、財産管理人制度の活用など、所有者等不明物件への対応を検討します。

なお、対応の検討にあたっては、必要に応じて那賀町空家等対策協議会の意見を聞きながら進めていきます。

### 5-7 空家法以外の法律等に基づく対応【ステップ3】

ごみ等を空家内またはその周辺に溜めこんで、悪臭や害虫、害獣等により周辺の生活環境が著しく損なわれている状況にある「ごみ屋敷」や、一部住戸に居住世帯のある共同住宅や長屋などでも、そのまま放置すれば倒壊等の危険がある建物については、関係機関と連携しつつ建物の所有者等を調査し、指導等を行います。

また、今にも瓦や外壁が落下し、通行人への危害が想定されるなど、人的危険性がある緊急の場合や、本町の管理道路上に瓦や外壁が落下している場合等においては、瓦礫の撤去やカラーコーン等の設置による注意喚起及び危険防止策を実施するなどの対応を行います。

### 5-8 跡地利用を促進する対策【ステップ4】

建物を除却した場合、草木の繁茂といった新たな管理不全な空き地の問題を発生させる可能性があります。跡地の放置を防止するため、土地所有者の理解を得た上で、地域が抱える課題を解消するために役立つ取組みを除却と併せて検討します。

地域の抱える課題は、住宅の密集地域における狭あい道路の問題、駐車場・防災空地の不足等さまざまであり、地域の特性に合わせた跡地の利活用を促します。



## 第6章 空家等対策の実施体制に関する事項

### 6-1 空家等の相談体制の整備

空家等については、適正管理、活用（賃貸・売買）、解体など、幅広い相談が寄せられることが想定されます。

内容によって担当課も異なることから、相談者が速やかに相談ができるよう相談窓口を明確化するとともに、複数の担当課に関連する相談内容については、担当課への引継ぎや関係機関・団体等の紹介を円滑に行うなど、各種相談に丁寧かつ適切に対応できる体制を整備します。



### 6-2 庁内の関係部署による連携

空家等の所有者や地域住民からの相談に迅速に対応するため、庁内の関連課がそれぞれの役割に基づいて連携し、総合的に施策を推進していくことが重要です。

また、多岐にわたる空家等の課題を整理し、空家等対策を推進するためには、相談及び実施体制を充実することが必要であることから、関連課が連携して取り組むための環境を整備します。

（参考資料1「庁内関係課」参照）

### 6-3 空家等に関する支援制度について

本町では、空家の活用や除去など目的に応じて、表5に記載の支援制度を設けることにより、総合的な空家対策の促進を図ります。

（参考資料2「空家等に関する支援制度」参照）

## 6-4 町民、関係機関との連携

空家等対策の推進にあたっては、維持管理、相続、空家等の利活用が可能かどうかや特定空家等の判断、中古住宅の流通、修繕・リフォームなど、幅広い視点からの対策が必要となることから、関係資格者等専門家の意見を聞きながら対策にあたっての検討を進め、対策の実効性を担保するために、各種関係団体や関係事業者と積極的に連携を図っていきます。また、町民、自治会、関係機関と連携し、空き家等の情報収集を行い、さらに、民間等のノウハウを活用することでより有効な対策をとっていきます。

## 6-5 那賀町空家等対策協議会

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、空家法第7条に基づき、那賀町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を令和元年12月に設置しました。

協議会では、実態調査の結果等を踏まえて、空家等の適正な管理及び利活用や特定空家等の対策に関する協議を行います。

協議会の委員は、町長のほか、自治会、法務、建築、不動産等の有識者です。地域住民、有識者の助言・協力のもと計画策定を行うことで、地域のニーズに応じた対策を検討することができ、より専門性や公平性を高め、効果のある対策計画を策定及び実施することができます。（参考資料3「那賀町空家等対策協議会委員名簿」参照）

また、必要に応じて、利活用や特定空き家等に対策に関する専門部会を設置し、協議を行うことを検討します。

### ■空家法第7条

- 1 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

## 第7章 空家等対策の年度別計画について

### 7-1 空家等対策の年度別計画について

本計画に掲げる各種の施策について、計画的に実施するために表4の工程表に沿って推進していくものとします。

具体的な取り組み	計画期間				
	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
総合相談窓口	設置準備				
空家相談マニュアル	作成作業				
空家パンフレット	作成作業				
空家所有者の特定					
空家所有者の意向調査					
実施運用マニュアル	作成作業				
空家等対策計画の見直し					フォローアップ作業 見直し作業

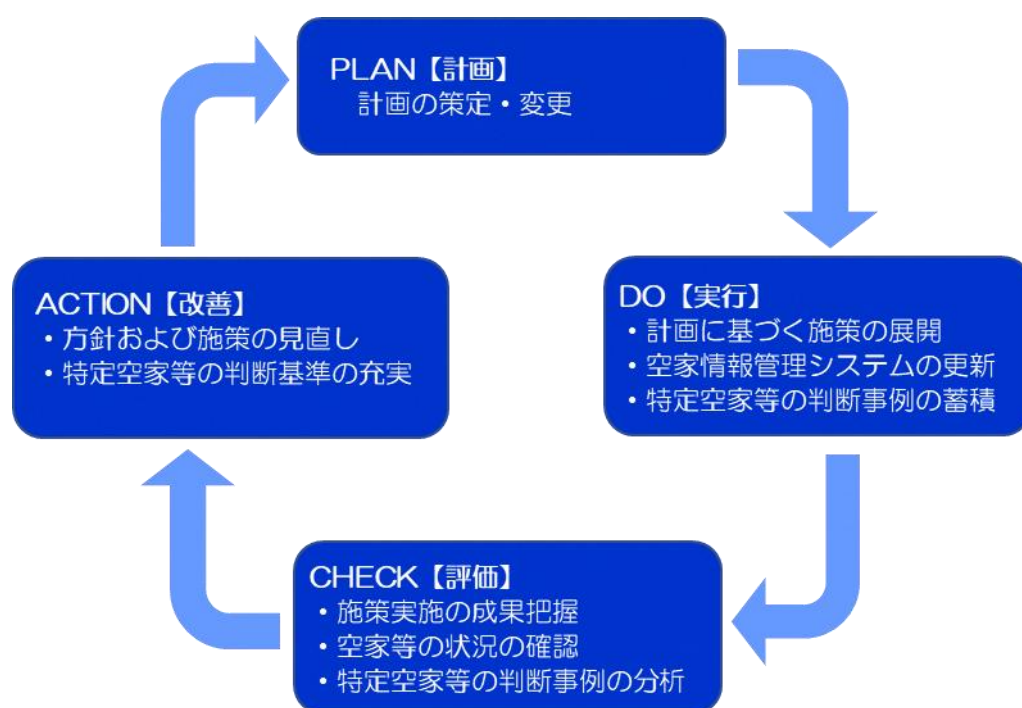
【表4 空家等対策の工程表】

## 7-2 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組みを進めつつ、施策の実施上の課題や運用上の課題、成果などを勘案しながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、空家等の状況を適宜把握するため、空家情報の管理システムにおけるデータを逐次更新していきます。

なお、特定空家等の判断基準についても個別の判断事例の積み重ねを踏まえて充実していくものとします。



【図8 PDCA サイクル】



## 【参考資料 1】 庁内関係課

(令和 2 年 3 月現在)

担当課	内 容
まち・ひと・しごと戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等の利活用に関する事</li> <li>○移住定住の促進に関する事</li> <li>○空家等を活用した起業に関する事</li> </ul>
税務保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税金に関する事</li> </ul>
環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生に関する事（不法投棄、害虫など）</li> <li>○樹木等の繁茂に関する事</li> <li>○浄化槽設置に関する事</li> <li>○上水道に関する事</li> <li>○下水道に関する事</li> </ul>
防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等の除去に関する事</li> <li>○特定空家等に対する措置に関する事</li> <li>○住宅・建築物の耐震に関する事</li> <li>○ブロック塀に関する事</li> <li>○火災に関する事（火災の危険性など）</li> </ul>

【参考資料2】空家等に関する支援制度

(令和2年3月現在)

那賀町空家改修費等補助金					
補助金の種類	事業者	対象経費	要件	補助率及び補助額	備考
空家改修	移住者または所有者	住宅の機能向上のために行う改修工事とし補助対象経費が10万円以上で次に掲げる内容のもの ①台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事 ②内装、屋根、外壁等の改修工事 ③居住に当たり支障となる建物、樹木の除去工事 ④小屋、車庫、納屋等の附属建物の工事 ⑤その他適当と認められる改修工事	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①補助事業終了後5年間は移住者等の居住用住宅とすること。 ②事業終了後期間内に事情により空家状態になった場合は、空家情報に再登録を行うこと。 ③空家を購入又は賃借する者が住宅の改修を行う場合は、住宅の所有者に改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認すること。 ④工業者が請け負う改修工事及び家財道具の処分運搬を対象とし、自己によるものは含まない。	補助対象経費の2分の1に相当する金額 (当該金額が100万円を超えるときは、100万円)	下記の経費は補助対象経費に含めない ・国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費 ・家電リサイクルに係る料金等の経費 ・その他町長が補助対象経費として適当でないとする経費 ・いずれも補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとする
空家の家財道具等の処分運搬経費	移住者または所有者	家財道具等の処分運搬(町内事業者による処分運搬をするものに限る。)に係る経費	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①補助事業終了後5年間は移住者等の居住用住宅とすること。 ②事業終了後期間内に事情により空家状態になった場合は、空家情報に再登録を行うこと。 ③空家を購入又は賃借する者が住宅の改修を行う場合は、住宅の所有者に改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認すること。 ④工業者が請け負う改修工事及び家財道具の処分運搬を対象とし、自己によるものは含まない。	補助対象経費の3分の1に相当する金額 (当該金額が10万円を超えるときは、10万円)	下記の経費は補助対象経費に含めない ・国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費 ・家電リサイクルに係る料金等の経費 ・その他町長が補助対象経費として適当でないとする経費 ・いずれも補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとする
那賀町老朽住宅解体費支援事業補助金					
補助金の種類	事業者	対象経費	要件	補助率及び補助額	備考
空家除却	所有者又は所有者の親類	老朽危険空家等の除却に要する経費 老朽危険空家等の除却を行う民間事業者に対する除却工事に要する経費について補助する費用	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①空家判定士が空家判定業務(除却タイプの二次調査)を行ったもの ②倒壊した際、国道・県道・町道それらに類する一般の交通の用に供されている道路を閉塞するもの。 ③過去に住居として使用していた実績が認められるもの。 ④延床面積の半分以上が住居として使用されていたもの。 ⑤空家判定業務(除却タイプの二次調査)の評定区分1～3において100点以上を満たすもの。	補助対象経費の5分の4以内かつ上限80万円	この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上認められない経費については補助対象経費に含めない
空家除却	所有者又は所有者の親類	老朽空家等の除却に要する経費 老朽空家等の除却を行う民間事業者に対する除却工事に要する経費について補助する費用	次に掲げる事項の全てに該当するもの ①空家判定士が空家判定業務(除却タイプの二次調査)を行ったもの ②倒壊した際、国道・県道・町道それらに類する一般の交通の用に供されている道路を閉塞するもの。 ③過去に住居として使用していた実績が認められるもの。 ④延床面積の半分以上が住居として使用されていたもの。 ⑤空家判定業務(除却タイプの二次調査)の評定区分1～8において100点以上を満たすもの。	補助対象経費の5分の4以内かつ上限40万円	この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上認められない経費については補助対象経費に含めない

## 【参考資料3】那賀町空家等対策協議会委員名簿

(敬称略)

(令和元年1月現在)

役職	氏名	所属
会長	峯田 繁廣	那賀町副町長
委員	三好 俊明	まち・ひと・しごと戦略課 課長
委員	幾田 博行	にぎわい推進課 課長
委員	河井 伸夫	防災課 課長
委員	平井 啓一	那賀町社会福祉協議会 事務局長
委員	連記 かよ子	那賀町議会議員
委員	日下 和穂	那賀町青年団
委員	清部 義幸	支局長
委員	山口 義敬	徳島県県土整備部住宅課 課長
委員	藤井 傑	藤井鉄工建設株式会社
委員	喜田 義明	城山ハウス

## 【参考資料4】用語集

用語	意味
UIJターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。
Uターン	進学や就職で故郷を離れ、都市部へ引っ越し生活していた人が、故郷へ帰ってくること
Iターン	都市部で生まれ生活していた人が、地方に引っ越し生活すること。
Jターン	進学や就職で故郷を離れ、都市部へ引っ越し生活していた人が、故郷の近くの地方にある都市へ帰ってくること
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
サテライトオフィス	企業や官公庁などが、本社や本庁舎から離れた場所に設置した就業場所のこと。
データベース	検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まり。コンピュータにより情報を管理されることが多い。
モデルハウス	具体的な生活のイメージができる住宅。
ライフスタイル	個人の価値観に基づいた生活習慣や生き方のこと。
インターンシップ	大学生等の学生が、就職前に企業等で一定期間就業体験を行うこと。
CCRC	都市部の高齢者が、希望に応じて地方に移り住み、健康で活動的な生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり。高齢者の希望の実現、地方へのひとの流れの推進、東京圏の高齢化問題への対応を目指している。